

奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例施行規則をここに公布する。

平成二十七年九月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十四号

奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例(平成二十七年三月奈良県条例第七十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(必要な措置の求め)

第二条 条例第十二条第一項の規定により必要な措置を講ずるよう求めようとする者は、措置申請書(別記様式)を知事に提出しなければならない。

(あっせんの打切りの通知)

第三条 条例第十六条第一項に規定する奈良県障害者相談等調整委員会は、条例第十三条第四項前段の規定によりあっせんが打ち切られたときは、同条第二項に規定する関係当事者にその旨を通知するものとする。

(あっせんに従わなかったときの報告事項)

第四条 条例第十三条第四項後段の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 あっせんに従わない者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所又は事業所の所在地)

二 あっせんの内容

三 その他知事が必要と認める事項

(公表)

第五条 条例第十五条第一項の規定による公表は、奈良県公報への登載その他知事が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

一 勧告に従わない者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所又は事業所の所在地)

二 勧告に従わない旨の事実

三 勧告の内容

四 その他知事が必要と認める事項

(その他)

第六条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

措置申請書

奈良県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

㊟

連絡先（電話番号）

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名、
連絡先（電話番号）〕

奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例第12条第1項の規定により、下記のとおり必要な措置を講ずるよう求めます。

記

- 1 不利益な取扱い等を受けた障害のある人
住 所
氏 名
- 2 1の障害のある人に対し、不利益な取扱い等をした者
住 所
氏 名
〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
- 3 対象事案の概要
- 4 求める助言又はあつせんの内容
- 5 その他参考となる事項

注1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

2 不要な文言は、抹消してください。